

9・関係法令

1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

(住宅防音工事の助成)

第4条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際に現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

2 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令

(第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定)

第8条 法第四条の規定による第一種区域の指定、法第五条第一項の規定による第二種区域の指定及び法第六条第一項の規定による第三種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生の回数及び時刻等を考慮して内閣府令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに内閣府令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。

10・悪質業者への注意

一部工事業者による悪質（強引、巧妙）な勧誘が行われており、苦情が寄せられています。

国が業者に勧誘を依頼することはありませんのでご注意下さい。また、工事業者との契約は補助金の交付の決定後に行っていただきますので、急いで工事業者を選ぶ必要はありません。

